

📖 国務院弁公庁、「外国投資者による域内企業の合併・
買収に対する安全審査制度についての通知」を公布

2011年3月2日
第25号

企画部 調査課

2月3日付で、国務院弁公庁により「外国投資者による域内企業の合併・買収に対する安全審査制度の確立についての通知」(国弁発[2011]6号、以下は「通知」と略称)が公布され、3月3日より実施される。「通知」により、外国投資者による域内軍事関連企業、国家安全に係わる重要農産品、重要エネルギーと資源、重要運輸サービス企業等、審査範囲に該当する域内企業を合併・買収する際に新たに安全審査が求められるようになった。

2010年の外資による域内企業の合併・買収総額は、実行ベースの外資利用額の僅か3%を占めるに過ぎなかったが¹、今後対中投資の進行に伴い、外国投資者による域内企業の合併・買収案件が増えると思われる。2月17日に、商務部の官員は、商務部の定例記者会見で中国における外資合併・買収は今後の外資利用増加に大きく貢献し、そのシェアも拡大していく傾向だと予測した。

ここ数年来、外国投資者による合併・買収審査体制が規範化されており、外国投資者による域内企業合併・買収案件が中国国家安全に与える影響等もますます重視されてきた。2008年8月に施行された「中華人民共和国反独占法」²は、国家安全審査を行う必要があると要求しており、2009年6月に施行された外国投資者による域内企業合併・買収の基本規定である「外国投資による域内企業の合併・買収の規定について」にも国家経済安全に係わる原則的な関連規定³がある。

¹2011年2月16日に、当該「通知」について商務部が行った質問回答会議において公表されたデータ。

²「中華人民共和国反独占法」の第三十一条に「外資が域内企業に対する合併・買収を行い、もしくは他の方法により経営者集中に参加し、国家安全に関わる場合は、本法の規定に基づき経営者集中審査を行う以外に、国家の関連規定に基づき国家安全審査を行わなければならない」と規定している。

³「外国投資者による域内企業の合併・買収の規定について」の第十二条に「外国投資者は域内企業に対し合併・買収を行い、実質の支配権を取得する際、重点産業もしくは国家経済安全に影響する要素が存在し、また知名度の高い商標や中華老舗の域内実質支配権の移転に繋がる場合、当該者はこれについて商務部に申請しなければならない。」と規定している。



さらに、2010年4月に、国務院により公布された「外資利用業務をより良く行うことに関する国務院の若干意見⁴」（国発[2010]第9号）では、安全審査体制を確立した上で外資による域内企業の合併・買収を奨励する内容が盛り込まれている。このたび公布された「通知」は、過去の関連規定に定められた安全審査制度確立の方針に従い、安全審査の範囲、安全審査メカニズム、審査手順、安全審査の内容などについて規定しており、外資による域内企業の合併・買収に対する安全審査体制が構築された。安全審査制度は、従来の外国投資者による合併・買収関連規定、反独占関連規定と合わせて、外国投資者による審査体制の基本的な枠組となっている。

「通知」の主要内容は、以下の通りである。



一、審査範囲

「通知」では、以下の安全審査範囲に当たる外国投資者による域内企業の合併・買収、且つ実質支配権の取得に対し、安全審査を行うと規定した。なお、「通知」が規定している安全審査範囲は包括的のものであり、今後公布される関連政策により更に細分化されるものと思われる。

【安全審査の範囲】

-  外国投資者による域内**軍事および軍事関連企業、重点・敏感軍事施設の周辺企業、その他国防安全に関連する単位**を合併・買収する場合、安全審査の対象となる。
-  外国投資者が**国家安全に関わる重要農産物、重要エネルギーと資源、重要インフラ施設、重要輸送サービス、コア技術、重大装備製造企業**を合併・買収し、且つ実質支配権を取得する可能性がある場合、安全審査の対象となる⁵。

二、外国投資者による域内企業合併・買収とされる場合



-  外国投資者が域内の非外商企業を合併・買収により株式取得、もしくは域内の非外商投資企業の増資により当該域内企業を外商投資企業として変更、設立する場合⁶。
-  外国投資者が域内外商投資企業の中国側の株主持分の買収、或いは域内外商投資企業の増資

⁴ 「外資利用業務をより良く行うことに関する国務院の若干意見」の第十二条に「外資による域内向けの証券投資および企業合併・買収の規範化。法律に基づき反独占審査を行い、外資の合併・買収に対する安全審査制度の確立を加速する」と規定している。





⁵ 実質支配権を取得する可能性がある場合の詳細規定は「三」をご参照。

⁶ 「外国投資者による域内企業の合併・買収に関する規定」（商務部2009年第6号令）第9条、「外国投資者により合併・買収を受けて設立された外商投資企業は、外資の出資比率は25%以上となる場合、外商投資企業待遇を享受することができる」

に参加する場合。

-  外国投資者により外商投資企業を設立し、当該企業を通して域内企業資産を買収し、当該資産を運営し、もしくは域内企業の株式を取得する場合。
-  外国投資者による域内企業資産を直接買収し、当該資産により外商投資企業を設立し且つ当該資産を運営する場合。

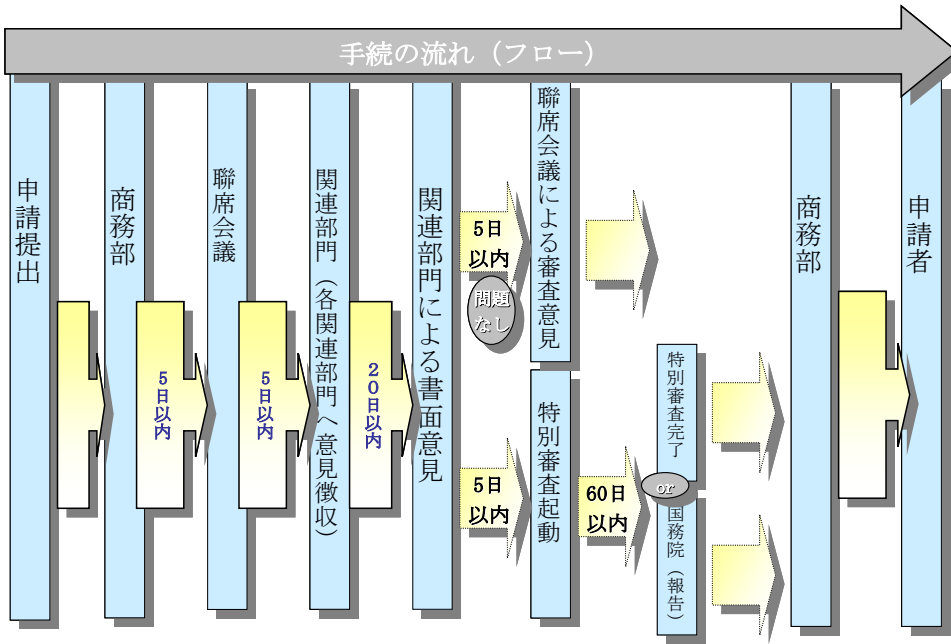
三、外国投資者による域内企業の実質支配権取得とされる場合

-  外国投資者及びその持ち株親会社、支配下にある子会社が合併・買収後に総額50%以上の株式を保有する場合。
-  外国投資者数名が合併・買収後に総額50%以上の株式を保有する場合。
-  外国投資者が合併・買収後に総額50%以下の株式を保有し、その株式によって付与された議決権が株主総会、董事会においての決議に重大な影響を与えられる場合。
-  その他域内企業の経営方針、財務、人事、技術などの実質支配権が外国投資者に移行した場合。

四、審査体制及び審査プロセス

商務部は、安全審査申請/申請撤回の受理および審査結果の通告の窓口とされている。外国投資者による合併・買収案件に係わる安全審査の聯席會議（合同會議）制度が設置されており、聯席會議は國家發展改革委員會と商務部が外資による合併買収案件に係わる業界と領域に基づき、関連部門を召集し、合併・買収安全審査を行うこととなる。安全審査は一般性審査と特別審査が分けられており、聯席會議は商務部経由で提出した合併・買収安全審査申請については、まず、一般性審査を行い、一般性審査を通過できない場合、特別審査を行うと規定している。

安全審査のプロセスと所要時間は下表ご参照。



「通知」に基づき、三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司企画部調査課作成

五、審査内容

「通知」では、国防安全、経済安定、社会秩序、国家安全に関わるコア技術に対する影響について以下の通り審査内容を規定している。

- ✚ 合併・買収取引の国防安全、即ち国防上必要とされる国内製品の生産能力、国内サービス提供能力及び関連設備施設に対する影響。
- ✚ 合併・買収取引の国家経済安定運行に対する影響。
- ✚ 合併・買収取引の社会基本生活秩序に対する影響。
- ✚ 合併・買収取引の国家安全コア技術の研究開発能力に対する影響。

六、その他

- ① 外国投資者による域内企業の合併・買収は、固定資産の新規増加もしくは国有資産所有権の変更に関わる場合は、関連規定も同時に遵守しなければならない。
- ② 域内金融機関の合併・買収に対する安全審査は「通知」に適用されず、別途規定される。
- ③ 「通知」は、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資者による域内企業の合併・買収に適用する。

当該「通知」は、安全審査範囲に該当する外国投資者の合併・買収案件に新たに安全審査のハードルを設けるものであり、外商投資企業は当該「通知」の適用について高い関心を寄せている。2月23日に北京市外商投資企業協会が一部外商投資企業を招き、当「通知」に係わる意見徴収会議を開催した。商務部外資司の官員が出席し、会議に参加した外商投資企業から、同「通知」の適用に係わる問題点や、企業側の要望等について意見徴収を行った。各企業が指摘した問題点、要望は主に以下の通り：

- ①審査範囲について更に明確化してほしい。例えば、国家安全に係わる重要農産品、重要エネルギーと資源、コア技術等について更に細分化が必要。既存の「外商投資指導目録」のような目録があれば、外商投資企業にとって把握しやすい。
- ②審査申請の提出が必要かどうかについては、企業側が自ら判断すればよいのか、それとも事前に政府関連部門に確認した上で申請するのか。
- ③「通知」は安全審査申請の受理窓口は商務部とされているが、安全審査の効率を高めるため、申請受理窓口は所在地の地方商務部門とされたい。
- ④「通知」によると、安全審査は一般性審査と特別審査に分けられているが、一般性審査で特に問題がない案件であれば、審査所要時間を更に短縮してほしい。
- ⑤安全審査申請は既存の反独占審査と合併・買収案件審査と優先順位がどうなるか。

企業側が提出したこれらの問題点は商務部経由で関連部署にフィードバックした上、今後具体策作成の際に配慮すると言われている。

今後公布される予定の「実施細則」はオペレーションにおいて「通知」の関連規定を更に明確化、詳細化すると思われるので、関連政策の動きについて引き続きフォローしてまいりたい。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知</p> <p>(国办发[2011]6号)</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：</p> <p>近年来，随着经济全球化的深入发展和我国对外开放的进一步扩大，外国投资者以并购方式进行的投资逐步增多，促进了我国利用外资方式多样化，在优化资源配置、推动技术进步、提高企业管理水平等方面发挥了积极作用。为引导外国投资者并购境内企业有序发展，维护国家安全，经国务院同意，现就建立外国投资者并购境内企业安全审查（以下简称并购安全审查）制度有关事项通知如下：</p> <p>一、并购安全审查范围</p> <p>(一) 并购安全审查的范围为：外国投资者并购境内军工及军工配套企业，重点、敏感军事设施周边企业，以及关系国防安全的其他单位；外国投资者并购境内关系国家安全的重要农产品、重要能源和资源、重要基础设施、重要运输服务、关键技术、重大装备制造等企业，且实际控制权可能被外国投资者取得。</p> <p>(二) 外国投资者并购境内企业，是指下列情形：</p> <p>1 外国投资者购买境内非外商投资企业的股权或认购境内非外商投资企业增资，使该境内企业变更设立为外商投资企业。</p>	<p>国務院弁公庁の外国投資者による域内企業の合併・買収に関わる安全審査制度確立についての通知</p> <p>(国弁発「2011」6号)</p> <p>各省、自治区、直轄市民政府、国務院各部委、各直属機関へ</p> <p>近年、経済のグローバル化の進展及び我が国の更なる対外開放の拡大につれ、外国投資者による合併・買収投資の増加に伴い、我が国の外資利用方式の多様化を促進し、資源配置の改善と技術進歩の推進、企業管理水準の向上などの方面で積極的に役割を発揮してきた。外国投資者による域内企業合併・買収の秩序ある発展を導き、国家安全保護のため、国務院の同意を経て、ここに外国投資者による域内企業の合併・買収安全審査（以下「合併・買収安全審査」と称す）制度確立の関連事項を以下の通り通知する。</p> <p>一、 合併・買収安全審査範囲</p> <p>(一) 合併・買収安全審査範囲とは、外国投資者が域内軍事及び軍事関連企業、重点・センシティブ軍事設備周辺企業、及び国防安全に関わるその他の単位の合併・買収を行う場合、また外国投資者による域内の国家安全に関わる重要農産品、重要エネルギーと資源、重要インフラ建設、重要運輸サービス、コア技術、重大設備製造などの企業の合併・買収を行う場合、且つ実際に支配権が外国投資者によって取得可能な場合を指す。</p> <p>(二) 外国投資者による域内企業の合併・買収とは以下の状況を指す。</p> <p>1. 外国投資者が域内の非外商投資企業を合併・買収により株式取得もしくは域内の非外商投資企業の増資を行い、当該域内企業を外商投</p>

<p>2 外国投资者购买境内外商投资企业中方股东的股权，或认购境内外商投资企业增资。</p> <p>3 外国投资者设立外商投资企业，并通过该外商投资企业协议购买境内企业资产并且运营该资产，或通过该外商投资企业购买境内企业股权。</p> <p>4 外国投资者直接购买境内企业资产，并以该资产投资设立外商投资企业运营该资产。</p> <p>(三) 外国投资者取得实际控制权，是指外国投资者通过并购成为境内企业的控股股东或实际控制人。包括下列情形：</p> <p>1 外国投资者及其控股母公司、控股子公司在并购后持有的股份总额在50%以上。</p> <p>2 数个外国投资者在并购后持有的股份总额合计在50%以上。</p> <p>3 外国投资者在并购后所持有的股份总额不足50%，但依其持有的股份所享有的議決权已足以对股东会或股东大会、董事会的决议产生重大影响。</p> <p>4 其他导致境内企业的经营决策、财务、人事、技术等实际控制权转移给外国投资者的情形。</p> <p>二、并购安全审查内容</p> <p>(一) 并购交易对国防安全，包括对国防需要的国内产品生产能力、国内服务提供能力和有关设备设施的影响。</p> <p>(二) 并购交易对国家经济稳定运行的影响。</p> <p>(三) 并购交易对社会基本生活秩序的影响。</p> <p>(四) 并购交易对涉及国家安全关键技术研发能力的影响。</p>	<p>資企業として変更、設立した場合。</p> <p>2. 外国投資者が域内外商投資企業の中国側の株主持分の買収、或いは域内外商投資企業の増資を購入した場合。</p> <p>3. 外国投資者による外商投資企業の設立、且つ外商投資企業を通して域内企業資産を協議買収し、且つ当該資産を運営し、又は外商投資企業の買収を通して域内企業の株式を取得した場合。</p> <p>4. 外国投資者による域内企業資産を直接買収し、且つ資産投資により外商投資企業を設立し、当該資産を運用する場合。</p> <p>(三) 外国投資者による実質支配権の取得とは、外国投資者が合併・買収を通じて国内企業の支配株主もしくは実質支払者となることを指す。以下の状況を含む：</p> <p>1. 外国投資者及びその持ち株親会社、支配下にある子会社が合併・買収後に総額 50%以上の株式を保有する場合。</p> <p>2. 外国投資者数名が合併・買収後に総額 50%以上の株式を保有する場合。</p> <p>3. 外国投資者が合併・買収後に総額 50%以下の株式を保有し、その株式によって付与された議決権が株主総会、董事会においての決議に重大な影響を与えられる場合。</p> <p>4. その他域内企業の経営政策決定の指導、財務、人事、技術などの実質支配権が外国投資者に移行した場合。</p> <p>二、合併・買収安全審査内容</p> <p>(一) 合併・買収取引は国防安全、即ち国防上必要とされる国内製品の生産能力、国内サービス提供能力及び関連設備施設に対する影響。</p> <p>(二) 合併・買収取引は国家経済安定運行に対する影響</p> <p>(三) 合併・買収取引は社会基本生活秩序に対する影響</p> <p>(四) 合併・買収取引は国家安全コア技術の研究開発能力に対する影響。</p>
---	--

<p>三、并购安全审查工作机制</p> <p>(一) 建立外国投资者并购境内企业安全审查部际联席会议（以下简称联席会议）制度，具体承担并购安全审查工作。</p> <p>(二) 联席会议在国务院领导下，由发展改革委、商务部牵头，根据外资并购所涉及的行业和领域，会同相关部门开展并购安全审查。</p> <p>(三) 联席会议的主要职责是：分析外国投资者并购境内企业对国家安全的影响；研究、协调外国投资者并购境内企业安全审查工作中的重大问题；对需要进行安全审查的外国投资者并购境内企业交易进行安全审查并作出决定。</p> <p>四、并购安全审查程序</p> <p>(一) 外国投资者并购境内企业，应依照本通知规定，由投资者向商务部提出申请。对属于安全审查范围内的并购交易，商务部应在5个工作日内提请联席会议进行审查。</p> <p>(二) 外国投资者并购境内企业，国务院有关部门、全国性行业协会、同业企业及上下游企业认为需要进行并购安全审查的，可以通过商务部提出进行并购安全审查的建议。联席会议认为确有必要进行并购安全审查的，可以决定进行审查。</p> <p>(三) 联席会议对商务部提请安全审查的并购交易，首先进行一般性审查，对未能通过一般性审查的，进行特别审查。并购交易当事人应配合联席会议的安全审查工作，提供安全审查需要的材料、信息，接受有关询问。</p>	<p>三、合併・買収安全審査の工作体制</p> <p>(一) 外国投資者が域内企業を合併・買収することに対して安全審査を行う部レベル聯席會議（合同會議）（以下は聯席會議と略称）制度を確立し、具体的な合併・買収取引安全審査仕事を担当する。</p> <p>(二) 聯席會議は國務院の指導を受け、發展改革委と商務部が主要責任部門として、外資合併・買収業務関連の部門と連携して合併・買収安全審査を行う制度である。</p> <p>(三) 聯席會議の主要職責：外国投資者が域内企業を合併・買収することが国家安全に対する影響；外国投資者が域内企業を合併・買収する過程における重大問題を研究、調整する；安全審査を行う必要がある合併・買収取引に対して安全審査を行い、関連認定を行う。</p> <p>四、合併・買収安全審査プロセス</p> <p>(一) 外国投資者は域内企業を合併・買収する際、本通知の規定に基づき、商務部に申請を提出しなければならない。安全審査範囲内に属する合併・買収取引に対して、商務部は 5 営業日以内に聯席會議に提出して審査をしてもらわなければならない。</p> <p>(二) 外国投資者が域内企業を合併・買収する際、國務院関連部門、全国性業界協會、同業界の他の企業及び川上・川下企業が合併・買収安全審査を行う必要があると思う場合、商務部を通じて合併・買収安全審査の提案を提出することができる。聯席會議が合併・買収安全審査を行う必要があると同意する場合、審査を行うことを決定することができる。</p> <p>(三) 聯席會議は商務部が提出した安全審査を行う合併・買収取引に対して、まず、一般性審査を行う、一般性審査を通過できない取引に対して、特別審査を行う。合併・買収取引当事者は聯席會議の安全審査業務に協力し、安全審査の所要資料、情報を提供し、関連の照会を受けなければならない。</p>
--	--

一般性审查采取书面征求意见的方式进行。联席会议收到商务部提请安全审查的并购交易申请后,在5个工作日内,书面征求有关部门的意见。有关部门在收到书面征求意见函后,应在20个工作日内提出书面意见。如有关部门均认为并购交易不影响国家安全,则不再进行特别审查,由联席会议在收到全部书面意见后5个工作日内提出审查意见,并书面通知商务部。

如有部门认为并购交易可能对国家安全造成影响,联席会议应在收到书面意见后5个工作日内启动特别审查程序。启动特别审查程序后,联席会议组织对并购交易的安全评估,并结合评估意见对并购交易进行审查,意见基本一致的,由联席会议提出审查意见;存在重大分歧的,由联席会议报请国务院决定。联席会议自启动特别审查程序之日起60个工作日内完成特别审查,或报请国务院决定。审查意见由联席会议书面通知商务部。

(四) 在并购安全审查过程中,申请人可向商务部申请修改交易方案或撤销并购交易。

(五) 并购安全审查意见由商务部书面通知申请人。

(六) 外国投资者并购境内企业行为对国家安全已经造成或可能造成重大影响的,联席会议应要求商务部会同有关部门终止当事人的交易,或采取转让相关股权、资产或其他有效措施,消除该并购行为对国家安全的影响。

一般性审查は書面意見徴収という方式で行う。聯席會議は商務部の審査申請を受けた後、5営業日以内に、書面で関連部門の意見を徴収する。関連部門は書面意見徴収書類を受けた後、20営業日以内に書面意見を提出しなければならない。関連部門は当該合併・買収取引が国家安全に影響がないと判断する場合、特別審査を実施しない、聯席會議は全部の書面意見を受けた後、5営業日以内に審査意見を提出し、書面で商務部を通知する。

関連部門は合併・買収取引が国家安全に影響があると判断した場合、聯席會議は書面意見を受けた後、5営業日以内に特別審査手続きを開始する。特別審査手続きを開始した後、聯席會議は合併・買収取引に対して安全評価を行い、又、評価意見を参考にして合併・買収取引を審査し、意見が基本的に一致する場合、聯席會議が審査意見を提出する。重大な相違がある場合、聯席會議は国务院に提出して決定を受ける。聯席會議は特別審査手続きを開始した日から、60営業日以内に特別審査を完成し、又は、国务院に提出し、決定してもらう。審査意見は聯席會議によって書面で商務部を通知しなければならない。

(四) 合併・買収安全審査中、申請者は取引方案の変更もしくは合併・買収申請の撤回について商務部に申請することができる。

(五) 合併・買収安全審査の意見は、商务部より書面で申請者に通告される。

(六) 外国投資者による域内企業合併・買収が既に国家安全に対して重大な影響を与え、もしくは与える可能性がある場合、聯席會議は商务部および関連部門に当該者の取引を中止させ、当該株式、資産の譲渡および他の有効的な措置により、当該合併・買収による国家安全への影響を排除するを要求しなければならない。

<p>五、其他規定</p> <p>(一) 有关部门和单位要树立全局观念，增强责任意识，保守国家秘密和商业秘密，提高工作效率，在扩大对外开放和提高利用外资水平的同时，推动外资并购健康发展，切实维护国家安全。</p> <p>(二) 外国投资者并购境内企业涉及新增固定资产投资，按国家固定资产投资管理规定办理项目核准。</p> <p>(三) 外国投资者并购境内企业涉及国有产权变更的，按国家国有资产管理的有关规定办理。</p> <p>(四) 外国投资者并购境内金融机构的安全审查另行规定。</p> <p>(五) 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的投资者进行并购，参照本通知的规定执行。</p> <p>(六) 并购安全审查制度自本通知发布之日起30日后实施。</p> <p style="text-align: right;">国务院办公厅 二〇一一年二月三日</p>	<p>五、その他規定</p> <p>(一) 関連部門と単位は、全局的な観念を持ち、責任感を増強し、国家秘密と商業秘密を厳守した上、効率を高め、対外開放の拡大及び外資利用水準の向上とともに、外資による合併・買収の健全な発展を推進し、国家安全を確実にする。</p> <p>(二) 外国投資者による域内企業合併・買収は新規増加の固定資産投資に関わる場合、国家固定資産投資管理規定に基づきプロジェクトの審査を行う。</p> <p>(三) 外国投資者による域内企業合併・買収が国有財産権の変更に関わる場合、国家国有資産管理の関連規定に基づき行う。</p> <p>(四) 外国投資者による国内金融機関の合併・買収の安全審査については、別途規定する。</p> <p>(五) 香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区の投資者による合併・買収については、本通知を参照し、適用する。</p> <p>(六) 合併・買収安全審査制度は、本通知の公布日より 30 日後に実施する。</p> <p style="text-align: right;">國務院弁公庁 二〇一一年二月三日</p>
--	---

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先：張亞秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255